

市民利用施設及び市主催・共催のイベントの取扱いについて

緊急事態宣言後の感染拡大を防止するために徹底した感染防止策を講じたうえで、市民利用施設は段階的に緩和する。また、市主催・共催のイベントについては、引き続き原則、中止又は延期とする。

(1) 市民利用施設は利用制限を行ったうえで、原則開館とする。

期 間 令和3年3月22日(月)(ただし、準備が整い次第)から 令和3年3月31日(水)まで

利用時間 午後9時まで

利用制限 別紙「市民利用施設の利用制限について」のとおり

ただし、市民活動への影響を考慮し、既に施設利用の予約やイベントの予告が行われている場合などは除くこととする。その場合も、施設利用者や主催者等に対して、感染対策を厳格に行うよう要請するとともに、利用時間の繰り上げなどを要請する。

(2) 市主催・共催のイベントについては、引き続き原則、中止又は延期する

期 間 令和3年3月22日(月)から 令和3年3月31日(水)まで

ただし、この期間に実施する必要がある、やむを得ず開催する場合は、別紙「市民利用施設の利用制限について」を守るとともに徹底した感染防止対策を講じ、開催時間を午後9時までとする。

※(1)、(2)とも市ホームページおよび各施設などにおいてこの旨を速やかに明示し、市民への周知を徹底する。